



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	実業補習学校公民科のカリキュラム : 「実業補習学校公民科教授要綱」の教科内容とその編成
Author(s)	武藤, 拓也
Citation	北海道大學教育學部紀要, 62, 161-192
Issue Date	1994-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29420
Type	departmental bulletin paper
File Information	62_P161-192.pdf



実業補習学校公民科のカリキュラム

——「実業補習学校公民科教授要綱」の教科内容とその編成——

武 藤 拓 也

The Kouminka (Civics) Curriculum in Technical Continuation Schools —— The Contents and Organization of The “Course of Study in Kouminka in Technical Continuation Schools” ——

Takuya MUTOU

目 次

はじめに	161
I. 「公民教育調査委員会」の設置	162
II. 文部省「原案」—「実業補習学校公民科（後期修身科）教授要目」	164
1. 教科内容の選択	164
2. 教科内容の配列方法	164
III. 「実業補習学校公民科教授要綱」	170
1. 文部省「原案」の変更	170
2. 特徴的な内容	172
(1) 個人と社会の関係	172
(2) 地方自治、地方団体	172
(3) 政党および選挙	174
(4) 思想問題、社会問題	175
(5) 世界と日本	175
IV. 実業補習学校教員養成所における実業補習学校公民科関連学科目	176
1. 設置状況	176
2. 「社会学」について	188
む す び	188

はじめに

文部省は1920年12月17日の実業補習学校規程改正（文部省令第32号）により、実業補習学校の目的規定をそれ以前の「実業教育および普通教育の補習」から「職業教育および公民教育」へと変更した。次いで1922年2月15日には「実業補習学校学科課程」を通牒（発実20号）し、実業補習学校後期の修身科では「公民心得」を教授するよう指導した。さらに、その具体的内容を確定すべく、同年「公民教育調査委員会」を設置し、同委員会の審議を経て「実業補習学校公民科教授要綱」（以下「要綱」と略記する）を完成し、1924年10月9日、文部省訓令第15号により公布した。「要綱」は、農村用と都市用の2種類が作成された。公民科はこの「要綱」の公布により、日本では実業補習学校において初めて設置された。

実業補習学校では、このように「実業補習学校標準学科課程」によって後期の修身科において「公民心得」を教授すると規定しているのみで、法令上特に独立の一教科を設置して公民教育をおこなうことを定めてはいなかった。かかる規定との整合性確保の必要性から、文部省は「公民教育調査委員会」へ提示すべく事前に作成していた実業補習学校公民科カリキュラムの原案を、「実業補習学校公民科（後期修身科）教授要目」と題していた（以下「原案」と表記する）。しかし、審議中の1923年5月、文部省実業補習教育主事であった千葉敬止が「後期の修身科は公民科として差支ない次第である。されば、今日まで公民教育に用いたる学科目としての種々の名称は、今後は公民科として統一したいものである。⁽¹⁾」と雑誌上で述べたことにみられるように、文部省は「公民科」を「修身」とは区別し、新規の教科として構想していた。審議の後成立した成案は「実業補習学校公民科教授要綱」と題し、「（後期修身科）」を省いている。また、「要綱」冒頭に付した、「本要綱実施上の注意」においても、「本要綱は実業補習学校に於ける公民科の教授事項に就き其の標準を示したるもの……」として、後期修身科なる用語をやはり使用していない⁽²⁾。

従来の研究でこの「要綱」について触れているものの多くは一般的な性格規定を行うにとどまり、「要綱」に示された実業補習学校公民科の教科内容の分析が不十分であった。本稿は、「要綱」の内容とその編成に即して実業補習学校公民科の検討を行うことを課題とする。

文部省が「公民教育調査委員会」設置以前に準備していた「原案」と、「公民教育調査委員会」の審議を経て確定した成案すなわち「要綱」の間には、審議の過程でなされたいくつかの変更がある。次章で触れるように、文部省は「原案」をほぼ1年にわたる検討を経て作成したのであり、それに更に加えられた変更の持つ意味は大きい。変更点は、審議において最も周到に調整が行われた部分であり、またそれ故に、実業補習学校公民科の教科内容の核心に触れるものであるといえる。よって、本稿ではこれらの変更点に特に着目して検討を行う。

また、文部省は、1920年実業補習学校規程改正に伴い、実業補習学校教員の養成を重視し、「実業補習学校教員養成所令」および「実業補習学校教員養成所令施行規則」により、実業補習学校教員養成所を創設した。この実業補習学校教員養成所において、公民科の教科内容に関していかなる学科目を設置していたのか把握しておくことは、実業補習学校公民科の内容として何を重視していたかを知る上で重要である。よって、1935年の青年学校教員養成所への改組にいたるまでの、北海道および各府県の実業補習学校教員養成所における公民科関連学科目の設置状況について明らかにし、その特徴につき検討する。

なお、「要綱」は農村用と都市用の2種類が作成されたが、実業補習学校の圧倒的多数が農業補習学校であったこと、教科内容およびその配列の基本は、農村用と都市用で同様であることから、本稿における検討は農村用に限定しておこなうこととする。

I. 「公民教育調査委員会」の設置

1922年12月12日、文部省は22名の委員および幹事1名書記2名を委嘱し、12月13日には「公民教育調査委員会規程」および「公民教育調査委員会議事規則」により「公民教育調査委員会」を設置した⁽³⁾。

「公民教育調査委員会」は文部次官赤司鷹一郎が委員長をつとめ（後に松浦鎮次郎に変更となる）、次の人々が委員となっていた⁽⁴⁾。

板倉卓造（慶応義塾大学教授）、西河龍治（文部省図書監修官）、穂積重遠（東京帝国大学教授）、

小尾晴敏（文部省嘱託）、渡辺鐵蔵（東京帝国大学教授）、田子一民（内務省社会局第二部長）、中島半次郎（早稲田大学教授）、中島久萬吉（日本工業倶楽部理事）、上田貞次郎（東京商科大学教授）、山崎亀吉（東京実業連合会頭⁽⁵⁾）、山崎達之助（文部省普通学務局長）、深作安文（東京帝国大学助教授）、栗屋謙（文部省実業学務局長）、佐藤寛次（東京帝国大学教授）、佐野利器（東京帝国大学教授）、佐々木吉三郎（東京市視学）、岸田久雄（東京市立第五実業学校長）、清水澄（行政裁判所評定官）、下村寿一（文部省参事官）、盛岡常蔵（文部省督学官）、鈴木静穂（東京府豊島師範学校教諭）、潮恵之輔（内務省地方局長）、田沢義輔（協調会理事）、武部欽一（文部省実業学務局長）。

なお、幹事を文部書記官木村正義が、書記を文部属水口吉蔵および鷺谷龍潭がつとめた。

同委員会設置に先立ち、文部省では、中島半次郎、岸田久雄、鈴木静穂の3名の起草委員⁽⁶⁾、および、寺崎九一郎、岡篤郎、松本喜一、菊池良樹、千葉敬止の5名の文部省実業補習教育主事が、1922年1月より20数回の会議をかさねた末に「原案」を確定していた⁽⁷⁾。この「原案」（農村用）につき、第1回目の総会を1922年12月に開催して審議を開始し、その後10回の総会審議を行い、1923年7月、各項目について意見の交換を終えた。その後、主査委員を選出し⁽⁸⁾9回の審議を経て、1924年3月最終案を決定した。引き続き4月から7月にかけて都市用につき審議を重ねて、「実業補習学校公民科教授要綱」を完成し、10月9日に文部省訓令第15号により公布した⁽⁹⁾。

「公民教育調査委員会」は、官立および私立大学教員、実業学校長、師範学校教員、視学、文部官僚、内務官僚、行政官、実業家、協調会理事⁽¹⁰⁾等から構成されている。また、5人の実業補習教育主事は「員外⁽¹¹⁾」であったが審議において重要な位置を占めていた。委員会の審議は、文部省「原案」を逐条的に検討するかたちで進められ、その過程において根本的な見解の対立を見ずに「要綱」の確定に至った。

「原案」作成にあたった上記の起草委員および実業補習教育主事は、全員「実業補習教育研究会」の発足メンバーであり、「公民教育調査委員会」委員のほぼ半数を同研究会の発足メンバーが占めていた（田子一民、中島半次郎、上田貞次郎、山崎亀吉、山崎達之助、栗屋謙、佐藤寛次、佐々木吉三郎、岸田久雄、下村寿一、鈴木静穂の11名である⁽¹²⁾）。「実業補習教育研究会」とは、1920年改正の実業補習学校規程の主旨を遂行するために、1922年11月3日、「職業教育並に公民教育に関する調査研究を為し実業補習教育の発達を図ること⁽¹³⁾」を会の目的として、文部省が主導し設置した団体である。文部次官赤司鷹一郎、専門学務局長松浦鎮次郎、普通学務局長山崎達之輔、実業学務局長栗屋謙、および文部書記官・文部省参事官であった木村正義の5人が顧問として名を連ねていた⁽¹⁴⁾。彼らの内で同研究会の発足を主導したのは、「公民教育調査委員会」幹事をつとめた木村正義であった⁽¹⁵⁾。

審議の進め方や委員構成から、「公民教育調査委員会」の主導権を握っていたのは木村正義を中心とする文部官僚であったことが知れる。木村正義は、この委員会を「朝野の学者実業家を網羅⁽¹⁶⁾」すること意図して構成したものと位置づけていた。これは、実業補習学校公民科カリキュラムの編成をそれらの人々に委ねることを示すものではなく、ある程度プレッシャーグループからの意見を取り入れることに配慮しつつ、新教科の正当性を確保するための人選と組織化であったことを示している。

Ⅱ. 文部省「原案」―「実業補習学校公民科（後期修身科）教授要目」

「公民教育調査委員会」第1回総会に文部省が提示した「原案」は、45の「題目」からなっており、さらに、各「題目」の下位に「要目」を、その下位に「細目」を設けて「題目」の内容をより詳細に展開している。「要綱」は同様の構成をとり、さらに「備考」を設けている。「原案」を〈表1〉に、「要綱」を〈表2〉に示す。

1. 教科内容の選択

「原案」に示された教科内容は、従来の「法制経済」における政治、経済に関する内容に社会的内容を加えて、その範囲を拡大している。この点に関し、文部省が1924年7月に開催した「第一回公民教育講習会」において、木村正義（文部書記官）が解説を行っている。これによれば、公民科の内容は、社会的事項、政治的事項、経済的事項の三方面から選択するものとされる。社会的事項には、人と社会、家、我が郷土等が含まれ、さらに社会の共同目的ないしは社会の安寧幸福に関する施設が含まれる。政治的事項には、自治生活、国家生活、国際生活が含まれる。経済的事項には、経済生活又は職業の社会的意義が含まれる。

また、このように選択された内容は、単に範囲を拡大したということにとどまらない特徴を備えていた。それは、政治、経済、社会の各領域ごとの別個の系統としてとらえるのではなく、すべて實際生活に関連する具体的な事項という視点から選択しようとしている点である。

このことは社会的事項の選択において、社会の共同目的ないしは社会の安寧幸福に関する施設という視点を設定していることに典型的に示されている。これに含まれるのは、「警察、保健衛生、教育、神社、宗教、農村問題、都市問題、慈善、救済、思想問題、社会問題、新聞雑誌」等である。

また、経済生活に関する事項において、「職業と神聖、職業の選択、農業、工業、商業、生計、節約と貯蓄、生産、土地、資本、労力、物価、計量、保険、金融、産業組合、農会、商業会議所、同業組合」等を、「経済生活又は職業の社会的意義」を明らかにするものとして設定している⁽¹⁷⁾。

2. 教科内容の配列方法

1922年12月、「公民教育調査委員会」の審議開始に先立ち、文部省は8項目からなる「調査大綱」を明らかにした⁽¹⁸⁾。それは以下のようである。

1. 家 少年少女の家庭生活に関する教育であって自分と父母兄弟の関係その他家庭に於ける自己の地位に関する正当なる理解力を養成する教育方法の調査
2. 学校 学校に於ける自己の地位及び学校の組織等に関する理解力の養成方法の調査
3. 郷土 郷土に於ける自己の地位、隣人の関係、家庭隣人との関係等に関する理解教育
4. 社会 郷土から進んで更に社会に於ける自己の地位関係を理解せしむる教育の調査
5. 職業 労働の価値及び職業の尊き所以を知らしめ単に自己の生活資料を得る方便のみでなく一種の社会連帯責任観念から生ずるものであるとの頭脳を養成する教育
6. 自治体 自治体の一員としての自己を養成する教育であってその立法行政等の正解力養成教育
7. 国家 国家の国民としての地位を自覚せしめる教育

〔表1〕

〔原案〕

実業補習学校公民科（後期修良科）教授
要目（農村用）

第1学年

題 目	要 目	細 目
1 我が家	我が家 家門ノ尊重	我が家ノ成立 一家ハ社会ノ初リ 我国ノ家族制度 家系 家風 家門ノ尊重
2 戸主ト家族	戸主ト家族 一家ノ和合	戸主ト家族 戸主ノ努 家族ノ努 一家ノ和合
3 親子、親族	親子 婚姻 親族	親子 親権 子ノ義務 婚姻 配偶者ノ選択 夫妻ノ義務 親族 血族ト姻族 親等 親族間ノ交際
4 戸籍相続	戸籍 相続	戸籍 本籍ト寄留 戸籍手続 家督相続 遺産相続 遺言遺留分
5 職業	生活ト職業 職業ノ種類 農業	生活ト職業 職業ノ種類 職業ノ選択 農業ト商工業 農業ノ要素
6 土地	土地 土地ノ利用	土地 地目 土地ノ利用
7 資本ト労力	資本 労力	資本 資本ノ種類 資本ノ運用 労力 労力ノ効程 能率ノ増進
8 物価	物価 物価ト生活	物価 物価ノ高低 物価ト生活
9 一家ノ生計	一家ノ生計 貯蓄ト財産	我が家ノ生計 節約ト貯蓄 財産ノ増殖
10 計量ト生活	計量ト生活 計量ノ統一ト正確 統計	計量（度、量、衡、 時間） 計量ト生活 計量ノ統一 計量ノ正確 統計 統計ノ利用
11 衛生	保健ト衛生 伝染病 衛生施設	保健ト衛生 伝染病 公衆衛生 衛生施設

〔表2〕

〔要綱〕

実業補習学校公民科教授要綱（農村用）

第1学年

題 目	要 目	細 目	備 考
1 人ト社会	人ト社会 共同生活	人ト社会 社会ノ態様 共存共栄 人生ノ意義	家族・郷土・国家・世界・学校・組合等ノ団体
2 我が家	家 戸主ト家族	家庭 家ハ社会ノ基礎 我が国ノ家族制度 戸主ト家族 戸主ノ務ト戸主権 家族ノ努 一家ノ和合	家庭生活ノ楽 祖孫関係、家名尊重
3 親子	親子 兄弟姉妹	実親子、養親子 親ノ務ト親権 子ノ務 兄弟姉妹 兄弟姉妹ノ親和	
4 親族	親族 婚姻	親族 親等 親族間ノ交際 婚姻 配偶者ノ選択 婚姻ノ成立 夫婦相和	血族、姻族 婚姻届ノ重要
5 戸籍、相続	戸籍 相続	戸籍 本籍、寄留 戸籍ノ手続 家督相続 遺言相続 遺言	寄留届 出生届、死亡届等
6 財産	財産 財産ノ種類 財産権ノ尊重	財産 動産、不動産 物権、債権 財産権ノ尊重	所有権、売買・賃貸等
7 職業	職業 農業	職業ト人生 職業ノ選択 農業ト商工業 農業ノ尊重	
8 生産	土地 資本 労力	土地 土地ノ利用 資本 資本ノ運用 労力 労力ノ増進	
9 一家ノ生計	生計 節約ト貯蓄	一家ノ収入 生計費 物価、計量 節約ト貯蓄 保険 生活ノ安定	実物収入、金銭収入 物価ノ変動、計量ノ正確
10 保健ト衛生	保健ト衛生 公衆衛生 体育施設	保健ト衛生 公衆衛生 衛生施設 武道、競技等	伝染病ノ予防、寄生虫ノ駆除

12 保険	保険 保険ト生活	保険 保険ノ種類 保険ト生活
13 警察	警察 警察ト公衆	警察 警察署 犯罪 警察ト公衆
14 農村ノ風紀	農村ノ風紀 青年団	農村ノ風紀 風紀ト青年 青年団 団員ノ修養
15 我が郷土	我が郷土 愛郷ト愛国	我が郷土 郷土ノ親ミ 愛郷ト愛国

11 警察	警察 警察ト公衆	警察署 警察事務 災害防止 警察ト公衆	火災・水害等防止
12 神社、宗教	神社 宗教	神社 敬神崇拜 宗教 信仰ノ自由	
13 教育	教育 学校 社会教育 教育ト文化	人ト教育 義務教育 学校ノ種類 実業補習学校 学校生活 社会教育 我が町村ノ文化ノ向上	学校生活即社会生活
14 農村ト青年	青年 青年ト修養 農村ト青年	青年 青年ト修養 青年団 青年ト娯楽 新聞、雑誌 農村ト青年	
15 我が郷土	我が郷土 愛郷ト愛国	我が郷土 郷土ノ歴史ト慣例 愛郷ト愛国	

第2学年

1 我が町村	我が町村 町村ト町村民	町村ノ地域ト戸口 町村役場 町村ト町村民 町村ト公民生活
2 町村ノ自治	町村ノ自治 町村制 住民ト公民	町村ノ自治 町村制ノ本旨 住民ト公民 公民ノ権利義務 公民権ノ尊重
3 議員ノ選挙	町村会議員ノ選挙 選挙ト公正	選挙 選挙権 被選挙権 選挙ノ順序 選挙ト公正
4 町村会	町村会 町村会議員	町村会 町村会ノ権限 町村会ノ議事 町村会議員ノ心得
5 町村ノ事務	町村長 町村ノ事務	町村長 町村長ノ職務 町村ノ事務
6 租税	租税 納税ノ心得	租税 租税ノ種類 納税ノ心得
7 町村ノ財政	町村ノ財政 町村ノ財産	町村ノ財政 歳入ト歳出 予算ト決算 町村ノ財産 基本財産
8 銀行	銀行 銀行ト金融	銀行 銀行ノ種類 銀行ト金融 信用証券
9 会社	会社 会社ト企業	会社 会社ノ種類 会社ト企業

第2学年

1 我が町村	我が町村 町村ト町村民	我が町村ノ現勢 我が町村ノ沿革 町村ト町村民	
2 町村ノ自治	自治 町村ノ自治	自治 自治ノ精神 町村ノ自治 町村制ノ本旨	
3 公民	公民 公民権ノ尊重	住民ト公民 公民ノ権利義務 公民権ノ尊重	
4 議員ノ選挙	町村会議員 選挙ト公正	議員ノ選挙 選挙権 被選挙権 選挙ノ方法 選挙ト公正	
5 町村会	町村会 議員ノ心得	町村会 町村会ノ権限 町村会ノ議事 議員ノ心得	
6 町村役場	町村ノ吏員 町村ノ事務	町村長 其他ノ吏員 町村ノ事務 町村ノ事業	
7 町村ノ財政	町村ノ財政 予算ト決算	町村ノ財政 歳入ト歳出 予算ト決算	
8 町村ノ財産	町村ノ財産 基本財産	町村ノ財産 町村ノ造営物 基本財産 基本財産ノ造成	造営物ノ尊重
9 租税	租税 納税	租税 租税ノ種類 我が町村ノ租税 納税ノ心得	
10 産業組合	産業組合	産業組合 産業組合ノ種類	

10 産業組合ト農会	産業組合 農会	産業組合 農会 産業組合及ビ農会ト 町村
11 地主ト小作	地主 小作 地主ト小作	地主 小作 小作契約 地主ト小作 農村ノ平和
12 教育	我が町村ノ教育 教育制度 教育ト文化	我が町村ノ教育 教育ノ発達 普通教育 専門教育 実業教育 教育ト文化
13 神社ト寺院	神社 寺院 宗教	神社（社格） 敬神崇拜 寺院 宗教 信教ノ自由
14 農村ノ開発	農村生活 農村ノ開発	農村ノ特質 農村ノ生活 農村ノ現状 農村ノ開発
15 我が府県	都及ビ府県 府県ノ自治	都及ビ府県 府県ノ行政 府県ノ自治 府県会 府県参事会 府県ノ自治ト国家

	農村ト産業組合	産業組合ト会社 農村ト産業組合 組合員ノ心得	会社ノ性質・種類（法 人ノ大要ヲ説ク）
11 金融	金融機関 信用	信用組合 額母子講 銀行 信用ノ種類 信用証券	公債証券、手形、小切 手等
12 農会	農会 農村ト農会 農村ト組合	農会 農会ノ事業 農村ト農会 農村ト組合	水利組合、畜産組合、 漁業組合、同業組合等
13 農村ノ開発	農村ノ生活 農村ノ開発 農村ノ愛護	農村ノ特質 農村ノ生活 農村ノ現状 地主ト小作 模範農村 農村ノ愛護	生活改善
14 府県ノ行政	府県ノ自治 地方行政官庁	府県ノ自治 府県知事 府県会、府県参事会 都役所 府県庁	
15 我が府県	我が府県ノ沿革 我が府県ノ現勢	我が府県ノ沿革 我が府県ノ現勢	

第3学年

1 我が国家	我が国家 我が国体	建国ノ由來 君民同祖 国家ノ発達 我が国体 国家ト国民
2 天皇	天皇 皇位継承	天皇 天皇ノ大権 摂政 勅語、詔書 皇位継承 踐祚即位 皇室及ビ皇族 敬称
3 臣民ト領土	臣民 領土 租借地ト委任統 治	臣民ト国籍 臣民ノ權利義務 領土、領海 我が領土 租借地 委任統治
4 立憲政治	政体 帝国政治 立憲政治ト国民	政体 立憲政治 帝国政治 政党 立憲政治ト国民
5 国务大臣 枢密機関	国务大臣 枢密機関	国务大臣 国务大臣ノ責任 枢密顧問 枢密顧問ノ権限
6 帝国議會	帝国議會 衆議院議員ノ選 挙	帝国議會 貴族院 衆議院 選挙権 被選挙権

第3学年

1 我が国家	国家 我が国	人類ト国家 国家ノ要素 国体 政体 建国ノ由來 国体ノ精華	
2 天皇	天皇 皇位継承	天皇 天皇ノ大権 摂政 皇室典範 皇位継承 皇室及ビ皇族	
3 臣民、領土	臣民 領土	臣民 臣民ノ權利義務 領土 我が領土 租借地・委任統治ノ地 域	
4 立憲政治	立憲政治 帝国憲法	立憲政治 立法、司法、行政 憲法制定ノ沿革 帝国憲法 立憲政治、与論ト国民	
5 帝国議會	帝国議會 選挙 議會ノ作用	帝国議會 貴族院 衆議院 選挙 選挙権 被選挙権 立憲政治ト選挙 召集、開会、閉会、解 散等 議會ノ権能	

	議会ノ作用	選挙ノ心得 開会閉会（停会休会 及解散） 議事及決議
7 中央官庁	中央官庁 官吏	内閣 内閣総理大臣 各省大臣 会計検査院 行政裁判所 官吏 官吏ノ責務
8 国法	国法 法ノ尊重	国法 法律ト命令 公法ト私法 法ノ尊重 法ト道德
9 裁判所	裁判所 訴訟	司法 裁判所 裁判所ノ種類及組織 刑事訴訟 民事訴訟 非訴事件
10 兵役ト国防	兵役 国防	兵役 我が軍備 軍事救護 在郷軍人 国防ト国民
11 国交	国交 条約 国交ト国民	国交ト平和 条約ノ種類 条約国 外交官ト領事 国交ト国民
12 交通	交通機関 通信制度 交通ト文明	交通機関 交通機関ノ発達 郵便 電信、電話 交通ト文明
13 殖産興業	産業ト貿易 国富ト産業	我国ノ産業 我国ノ貿易 我が国ノ富力ト産業 地方産業ノ振興
14 海外発展	我が国ノ人口 海外発展	我が国ノ人口ト国土 海外発展 移植民ノ心得
15 世界ニ於ケル日本	我が国ノ地位 国民ノ覚悟	我が国ト東洋諸国 我が国ト欧米諸国 世界ニ於ケル日本国民ノ覚悟

註.

〈表1〉は、東京帝国大学農学部構内農業教育研究会「農業補習学校公民科（後期修身科）教授要目」（『農業教育』第262号，1923年4月，33—44頁。）より作成。

〈表2〉は、『文部時報』第152号（1924年10月21日，1—7頁。）より作成。

	政党	政党ノ意義 政党ノ利弊 政党ノ沿革	
6 国務大臣、 枢密顧問	国務大臣 枢密顧問	国務大臣 国務大臣ノ責任 枢密顧問	
7 行政官庁	行政官庁 中央行政官庁 拓殖行政官庁 官吏	行政官庁 内閣 各省 会計検査院 行政裁判所 朝鮮、台湾、樺太、閩 東州、南洋群島 官吏 官吏ノ任務	
8 国法	国法 法ノ尊重	国法 国法ノ種類 法ノ尊重 法ト道德	
9 裁判所	司法 裁判所 訴訟	司法権ノ独立 裁判所 裁判所ノ構成 刑事訴訟、陪審 民事訴訟、調停 非訴事件 弁護士、執達吏、公証 人	小作調停
10 国防	国防 国防ト国民	国防ト兵役 我が国ノ軍備 在郷軍人 国防ト国民	
11 国交	国交 国際協同 国交ト国民	国交ト平和 国際法 条約 外交官、領事官 国際協同ノ沿革 国際連盟 国交ト国民 国際道德	赤十字、平和會議、万国農事協會 国際労働會議
12 交通	交通機関 交通ト文化	道路、鉄道、船舶等 郵便、電信、電話等 交通ノ発達 交通ト公德	
13 我が国ノ産業	我が国ノ産業 国土ノ開拓 海外発展	我が国ノ産業 我が国ノ貿易 我が国ノ富源 人口ト国土 拓殖ト移住 海外発展 海外事情	関税 北海道、樺太、朝鮮、 台湾 支那、シベリヤ、南洋、 南北アメリカ等
14 社会改善	思想問題 社会問題 社会改善	思想問題ノ概要 社会問題ノ概要 社会改善	「デモクラシー」・社会 主義・共產主義等ノ批判 労働問題、小作問題等 社会政策、社会事業
15 世界ト日本	人類文化ノ発達 我が国ノ使命	文化発達ノ概要 文化発達ト国家 文化史上ノ我が国ノ地位 我が我が国ノ使命	

8. 国体 国家の国民としての教育を進めて国際大社会の一員としての教育

前述のような新しい視点から選択された教科内容は、政治の部分、経済の部分、社会の部分というように配列し得るものではなかった。また、「原案」の配列の順序は「児童の身辺から集めて行って漸次遠大の方面に及ぼして行く⁽¹⁹⁾」と定められており、この8項目はかかる順序を示すものでもあった。「公民教育調査委員会」における審議の方法は、「原案」の編成方法に従うよう規定され、この8項目を「細別して各種の方面に研究を重ね⁽²⁰⁾」るものとされた。

木村正義は、この方法を「実業補習学校の教授要綱では……青年の生活を単位にして分けてあります。政治の部分経済の部分と云う風に列べないで、家から町村へとして其の中に政治もあれば経済もあると云うように関連して色々の方面を教えるようにして別々に引き放さないように注意を以て排列してある⁽²¹⁾」と解説している。この方法は、公民科以前の「法制経済」に対する、「法制をやって経済をやると云う風に知識をばらばらにして其の間に何等の教育上の考慮が払われて居ない⁽²²⁾」という批判に基づくものであった。

また、この8項目は、生徒の社会的経験の拡大順序に照応するものであり、それゆえ理解しやすく、理解しやすいが故に興味を引くという教育的意義があるものとされた。また、公民教育は、将来のための準備ではなく、「現在若き市民として、若き公民としての責任、任務を自覚させる、若い者は若い者として社会生活に寄与貢献せしむる」という目的を持つが故に、実際に経験している小さな社会の理解から始めて、順次より大きな社会へと拡大すべきとされた。したがって、「……学校と云う所から直ぐに世界と云う所へ」というような教材配列は「単に抽象の概念として頭の中に這入るだけ」だとして退けられたのである⁽²³⁾。

なお、木村は1922年12月長野県開催の実業補習教育講演会で行った講演において、「文部省で目下調査中の実業補習学校公民科教授要目（農村用）の原案の原案とも言うべきもの（木村）」を提示し、その題目を大きく7項目に分類して解説した⁽²⁴⁾。7項目は以下のようである。

- (1) 家に関する事項
- (2) 学校生活に関する事項
- (3) 職業生活に関する事項
- (4) 郷土並に社会に関する事項
- (5) 自治生活に関する事項
- (6) 国家生活に関する事項
- (7) 国際生活に関する事項

この7項目を上述の「調査大綱」の8項目と比較すると、(4)郷土並に社会に関する事項は、「調査大綱」においては3郷土と4社会とに分割され、国際生活は国体に表現を変えている。また、職業の位置に違いがあるものの、両者はほぼ同様の項目立てとなっている。このように、「原案」は、その作成の時点からかなり明確な教科内容の選択基準とその編成の論理を備えていた。

次に、この7項目にいかにかにウェイトがつけられていたのかを明らかにするため、木村が示した題目の分類を〈表3〉に示す。

〈表3〉

	家	学 校	職 業	郷土、社会	自 治	国 家	国 際
1 学年	1 我が家 2 戸主ト家族 3 親子、親族 4 戸籍相続		5 職業 6 土地 7 資本ト勞力 8 物価 9 一家ノ生計 10 計量ト生活 12 保険	11 衛生 13 警察 14 農村ノ風紀 15 我が郷土			
2 学年		12 教育	8 銀行 9 会社 10 産業組合ト農 会 11 地主ト小作	13 神社ト寺院 14 農村ノ開発	1 我が町村 2 町村ノ自治 3 議会ノ選挙 4 町村会 5 町村ノ事務 6 租税 7 町村ノ財政 (15 我が府県)		
3 学年						1 我が国家 2 天皇 3 臣民ト領土 4 立憲政治 5 国務大臣 枢密顧問 6 帝国議会 7 中央官庁 8 国法 9 裁判所 10 兵役ト国防 12 交通 13 殖産興業 14 海外発展	11 国交 15 世界ニ於ケル 日本

〈表3〉註. 2 学年の項目15我が府県は、木村の説明においては欠落していた。自治の項目と推察し、括弧をつけて表中にかかげた。

本表を一見して明らかなように、7項目のうち国家生活に関する事項とともに職業生活に関する事項への教材の配分が多いことが特徴的である。職業は、「青年の生活の単位」としては、個人、家と社会、国家の結節点に位置づけられ、上述の公民教育の目的からいって極めて重視されている。

Ⅲ. 「実業補習学校公民科教授要綱」

1. 文部省「原案」の変更

「要綱」には「原案」からのいくつかの変更点がある。これら変更点は、審議において最も周到に調整が行われた部分であり、またそれ故に、実業補習学校公民科の教科内容の核心に触れるものであるといえる。

「公民教育調査委員会」では、東京帝国大学農学部構内農業教育研究会が参考案「農業補習学校公民科（後期修身科）教授要目」（以下「農業教育研究会案」と略記する）を提示した⁽²⁵⁾。これは、文部省「原案」をもとに、前後4回の研究調査の上得た案であった。さらに、内務省が第二学年の内容に関する案を提示した。

変更にはこれらの提案が契機となったと考えられるものがある。「農業教育研究会案」に示された内容⁽²⁶⁾のうち、「原案」に無かったのは、第1学年の題目「吾等ノ生活」（要目および細目は「吾等ノ生活 共存共栄」、「吾等ノ生活 共同生活 共存共栄」）である。また、「産業組合」

と「農会」を単独の題目として位置づけを重くしたり、「原案」第2学年の題目「地主と小作」の細目の一項目である「農村ノ平和」を題目に格上げし、その下位に「地主と小作」を設定するといった相違がある。前者はそのまま「要綱」成案に取り入れられたと思われる。「地主と小作」は「要綱」においては、第二学年の題目「農村ノ開発」の細目のうちの一項目とされている。

内務省案は、第5回委員会(1923年3月28日)および第6回委員会(同年4月11日)において、「我が町村、町村の自治、議員の選挙、町村会、町村の事務、租税、町村の財政等に関する事項に就ては内務省委員の意見を参酌し後日再び審議すること⁽²⁷⁾」が決まったことを受けて提示された。内務省案の説明を行ったのは地方局長潮恵之介であった⁽²⁸⁾。

これら地方行政に関する事項における「原案」から「要綱」への目立った変更は以下の諸点であり、それらは内務省案を参酌したものと思われる。

第一に、題目「我が町村」の細目中に、「現勢」や「沿革」を加えたこと。

第二に、題目「町村ノ自治」より「公民」を独立の題目として格上げしたこと。

第三に、題目「町村ノ事務」においては、町村の役職として「町村長」が掲げられているだけだが、題目を「町村役場」とし、「町村町」とともに「その他の吏員」を、要目「町村ノ吏員」の細目として加えたこと。

第四に、題目「租税」では「我が町村ノ租税」を加えたこと。

第五に、題目「町村ノ財政」の要目「町村ノ財産」を題目に格上げしていること、である。

また、帝国議会、選挙に関連する事項にも変更がみられるが、文部省が開催した「第二回公民教育講習会」(1925年7月)および「第三回公民教育講習会」(1930年7月)において、選挙等について論じたのは内務官僚であり⁽²⁹⁾、内務省案がこれらの事項についても触れるものであったことは十分に考えられる。

この変更とは、「原案」において「立憲政治」「国務大臣枢密顧問」「帝国議会」の順で配列されていた題目が、「要綱」では、「立憲政治」「帝国議会」「国務大臣、枢密顧問」という配列となったことである。立憲制と帝国議会の関連づけを強調したものとみることが出来よう。それは、「要綱」において「立憲政治」の細目の最後を「与論ト国民」としていること、「原案」において題目「立憲政治」の細目として設定していた「政党」を、「要綱」においては要目に格上げし、題目「帝国議会」の下に置いたことから窺える。なお、「政党」の細目は「政党の意義、政党の利弊、政党の沿革」のごとくかなり詳細なものとしている。

以上の他、総会における審議終了後、案の整理のため開催した主査委員会において重要な変更があった。

一つは、田澤義舗が行った「我が国の産業、国家と社会、世界と日本」の各事項についての提案に関わるものである。このうち「国家と社会」が「原案」に新たに加えられたものであり、審議の末、題目を「社会改善」とし、その内容を「国家と社会、社会改善、社会問題」とすることに決した。これをうけ「要綱」では、最終的に題目「社会改善」はその要目を「思想問題、社会問題、社会改善」とした。

もう一つの重要な変更は、深作安文の「人と社会」についての提案によるもので、審議の末、「人ト社会」を「要綱」の冒頭に加えたことである⁽³⁰⁾。

2. 特徴的な内容

概略以上のような変更のなかで、特に特徴的なものとして注目すべきは以下の諸点である。

(1) 個人と社会の関係

木村正義（文部書記官，公民教育調査委員会幹事）の説明⁽³¹⁾によれば，題目「人ト社会」は「公民教育の始であると共に又其の究極」であるという。「公民教育の目的は，社会生活を理解せしめ社会的道徳的情操を陶冶して，其の社会的任務を完ふせしむるに在る」から，人と社会との関係を先ずは理解すべきだというのである。そして，この点は「従来やゝもすれば公民教育を狭義に法制経済的に解せんとしたる我が国における公民教育に一大革新を加えたもの」であるとしていた。「人ト社会」の内容は，木村の説明を概括すれば，つぎの4点である。

1. 人は孤立して生活できず，必ず共通の目的をもつ諸個人が結合して社会を構成する。
2. その社会とは家族，郷土，国家，世界，学校，組合等である。
3. これらの社会の目的は共存共栄である。
4. 人生の意義は共存共栄の理想の社会を完成することである。

このような内容をもつ「人と社会」には，1のかぎりにおいては，個人の独立性と平等の観念が含まれているようにもみえる。木村はまた「個人と社会との関係を明瞭に意識」することなしには「到底今日のあらゆる社会問題を解決して，社会の堅実なる発達，文化の進展を来すことは出来」ないとも述べているが⁽³²⁾，かかる課題に応えるためには，「個人と社会との関係を明瞭に意識」するということのなかに，個人の独立性と平等の観念にもとづく能動性あるいは主体性が期待されるであろう。しかし，この観念は一端認めてしまえば既成の秩序に反する方向へ成長しないとも限らない。ここに歯止めをかけているのが3と4であった。

これらについて，木村は「人生の目的は，これを個人的に云へば人格の完成であって，これを社会的に云へば社会の完成である。この両者は事実上一致する」とも表現している⁽³³⁾。問題は，この「目的」をどのように設定し得るかということであった。かかる「目的」は徳目のように抽象的であってはならないし，かつそれを設定することについて合理的なイメージが得られるようなものでなければならなかった。

木村が，かかる要求に応え得るものとしてかかげたのが，「社会の共通目的」あるいは「安寧幸福の要素」であった。これは個人および社会に幸福をもたらす条件であって，主なものは「保健，衛生，生命財産の保護，教育，交通運輸，慈善救済，神社，宗教，農村並びに都市生活の問題，思想問題，社会問題等」であり，この要件を満たすものが「学校，運動場，公園，工場，郵便局，鉄道」等の社会的施設であるとされた。これらの社会的施設の「運用に関する知識を備」えることが重視されたのであった⁽³⁴⁾。これらはまさに，「要綱」に示された教科内容の，社会生活に関する事項のうちの重要な一部分であった。そして，個人の独立性と平等をある程度拡大し，そのことによって能動性を喚起しながら一定の枠の中に個人を押しとどめておくことを可能とする装置でもあった，といえよう。

(2) 地方自治，地方団体

前述のごとく，内務省案を反映したと思われる事項は以下の五点である。

第一に、題目「我が町村」の細目中に、「現勢」や「沿革」を加えたこと。

第二に、題目「町村ノ自治」より「公民」を独立の題目として格上げしたこと。

第三に、題目「町村ノ事務」においては、町村の役職として「町村長」が掲げられているだけだが、題目を「町村役場」とし、「町村町」とともに「その他の吏員」を、要目「町村ノ吏員」の細目として加えたこと。

第四に、題目「租税」では「我が町村ノ租税」を加えたこと。

第五に、題目「町村ノ財政」の要目「町村ノ財産」を題目に格上げしていること。

これらのうち、第一は、町村の構成要素を抽象的に把握するのではなく、自らが所属する町村を具体的に把握させるものである。

第二は、1920年代における「公民権の拡大」をその背景としている。1920年3月の市制および町村制の改正（法律第58号および同第59号）による、市町村公民の資格要件からの直接国税納税要件の撤廃などの変更について教授することが重視されたのだろう。直接国税納税要件の撤廃により、直接市町村税を負担する者を公民とし、彼らに市町村会議員の選挙権を認めた。その結果、公民数すなわち有権者数は5割増加した⁽³⁵⁾。また、「要綱」公布とともに文部省督学官の監修のもとに出版された解説書『文部省新制定公民科教授要綱解説及資料』は、「公民」中の細目「公民権の尊重」にいう公民権を「公務に就く権利」とし、「正当の理由ないに拘らず名誉職の当選を辞し、又は其職を退き、若しくは其職務を執行しないときは」制裁が加えられるものと解説している。「各自の属する自治団体の公務の為に奮励努力し、且其行使を慎重に」することを求めたのであった⁽³⁶⁾。市町村の財政、行政がより広範な人々によって担われるようになることをねらったものであった。

第三は、機関委任事務の増大、第一次大戦後の社会政策関連事務（例えば、失業救済、保険衛生、都市計画等々）の増大に伴い、町村会の決定した意志を執行する機関たる町村長の補助機関である「町村ノ吏員」（助役、収入役、区長、委員、書記等）の役割が重くなったことを背景としてと思われる。『文部省新制定公民科教授要綱解説及資料』では、町村事務の能率化を重視し、町村吏員の、責任の自覚を高調し、町村民に対しては「自己の自治体の為め努力する吏員に対して敬意を表する」ことに加え、「其事務の停滞せざる様各自に於て注意し、進んでは執務を援助するの心掛」を求めている⁽³⁷⁾。

第四と第五には、「原案」をさらに詳細にしたという以上の意味があったと思われる。この点の理解に関わって、文部省主催「第三回公民教育講習会」（1930年）において内務官僚が行った「地方自治」というテーマの講演が重要である。それによれば、地方団体は構成分子の最大多数の最大幸福を目標とするのであり、そのために種々の利害の調整を行うということがその機能であると把握しており、このような把握に基づいて地方団体の設置を必要とする三つの理由を示している。それらは以下のである。

1. 国家は上記の機能を果たすには広すぎる。
2. 地方の利害は地方で調整すべきであり、地方の社会生活に必要な施設の経営は地方で行ったほうがよい。
3. ある地方のみに必要な施設の費用はその地方でまかなうのが正義の観念に適合する。

さらに、「立憲政治の訓練の為に自治制を布いたというのは一つの動機であり、この三つにこそ自治制の存在する根本の理由があるとした。以上は、当時の内務省の「自治権拡張」政策の一側面をよく表示している。「社会連帯生活の一つの様式」としての自治団体という規定に、それが端的に示されている⁽³⁸⁾。

第二次大戦敗戦前の旧地方制度は「中央政府の末端機構であり、中央政府の従属物たる性格」が強い⁽³⁹⁾といった指摘は基本的に正しいと思われるが、「要綱」が制定された1920年代においては、社会領域の拡大とそれに伴う新しい問題に対応するために地方制度の一定の見直しも指向されていたことも事実であり、そのイデオロギー面での実現が「要綱」において期待されていたのである。

(3) 政党および選挙

「原案」の題目「帝国議会」には、政党に関する事項が含まれておらず、題目「立憲政治」の要目「立憲政治ト国民」の一細目として含まれていたに過ぎなかった。しかし、「要綱」においては、題目「帝国議会」の要目に「政党」をかかげ、その細目を「政党ノ意義、政党ノ利弊、政党ノ沿革」として、帝国議会と政党の関係を強調し、かつ、政党に関する内容をより詳細に設定している。政党による世論の「反映」によって、帝国議会の国家意志決定機関としての正当性を強化しようという意図があったと見てよいだろう。

ここでは、「政党の利弊」という事項が含まれていることが特に重要である。政党の「弊」として特に問題とされたのは、選挙における不正腐敗についてである。岡篤朗（文部省実業補習教育主事）はこの点について、来るべき普通選挙制度の制定と関連させ、「……選挙有権者が多数に激増すれば、」 「国民の間に行われた従来の選挙の度毎に耳にする、選挙権者を利権を以て誘惑したり、或は、個別に訪問したり、乃至、情実を以て泣き付くやうな運動が出来なくなり、所謂過去に於ける政界は勿論、選挙の度毎に行はれた選挙界多年の宿弊をも廓清するのに大なる可能性を有する」と述べた⁽⁴⁰⁾。このような、普通選挙による有権者の増大から選挙腐敗の根絶を演繹するという発想は、有権者の増大による無産政党の進出を恐れての予防的措置として公民教育をとらえるような見方とは異質のものである⁽⁴¹⁾。

「公民教育調査委員会」の審議が行なわれていたのは、普通選挙の実施が現実味を帯びてきた時期であった。1923年9月に発足した山本権兵衛内閣は、新しい治安立法と共に普選実施を方針として統治政策の再編成を構想していた。前掲『文部省新制定公民科教授要綱解説及資料』においては、「選挙」の解説の冒頭は「普通選挙と制限選挙」となっており、そこには「今や我国論は普通選挙制を採用せんとしているから、近く実施さるゝことゝ思われる。⁽⁴²⁾」と述べられている。また、木村正義（文部書記官）は、1922年長野県における公民科に関する講演で「今や我国は世界の五大国三大強国の一に列したと称しながら、ヨーロッパの三等国すら実施せる普通選挙さえ行われぬ実況である⁽⁴³⁾」と述べており、そこにはある種のあせりのようなものすら感じられる。木村は不可避の世界史的潮流として普選実施をとらえていたのである。

こうしてみると、「要綱」における「政党」の設定は、積極的な普選実施による、政党内閣を軸とした統治体制の再編を展望してのものと考えられる。このような構想は明らかに国家全体を見渡す官僚のものであった。

(4) 思想問題、社会問題

これらは、「公民教育調査委員会」の審議をうけ「要綱」において新たに設定されたものである。題目を「社会改善」とし、その要目を「思想問題、社会問題、社会改善」とした。「公民教育調査委員会」における当該題目に関する提案者であった田澤義鋪（協働会理事）は、「社会改善」を、「公民教育の結論とも云うべきもの」と位置づけて極めて重視した。以下、田澤の文部省主催「第一回公民教育講習会」（1924年）における講演からその特徴を見て行きたい。

思想問題に関して特徴的なのは、社会主義の取扱いである。田澤は、社会主義を危険なものと穏健なものに区別する。例えば、前者はロシアの社会主義であり、後者はイギリスの社会主義である。両者は階級闘争の戦術として革命を主張するか否かによって区別される。これらを区別せずに全否定的に教授すると、生徒が反感を抱く恐れがあるから、正當に教えないといけないというのである。

社会問題に関しては、特に労働問題について言及している。産業の発達と共に労働者階級が増大し、社会運動、階級運動が勃興する。労働者階級が発生したのは、近代的産業組織を輸入した当然の結果であり、これは「進化の理法から当然の現象である」とされる。社会運動それ自身本質としては決して罪悪ではなく、むしろ、道徳的性質を持つ。しかし、これには自ずから限界がありそれから脱却すれば非常に危険なものとなる。その限界とは、革命による階級闘争の主義、また、生産の萎縮を来すがごとき運動はよろしくない、というものであった。

田澤は、以上のような、思想問題、社会問題に関する教授を基礎に、「我々が人生に処して完成の途に向って進む為には社会改善に向って努力する外に行き方はないんだ」ということを力説すべきと結論し、その方法として、社会政策、社会事業をかかげ解説を行っている⁽⁴⁴⁾。

次章で触れるように、実業補習学校教員養成所における公民科関連の学科目設置状況をみれば、このような科目（社会学、思想問題）の設定が広範に見られ、公民科の内容としての位置の重さうかがわれる。

(5) 世界と日本

「要綱」の最後の題目が、「世界と日本」となっていることを、第一次世界大戦後の国際連盟の成立や、世界的なデモクラシーの高揚等を反映したものであるとの解釈がこれまでなされてきたが⁽⁴⁵⁾、先述した田澤の文部省主催第一回公民教育講習会における講演によれば、そのような解釈は妥当ではない。田澤の状況把握は、世界大戦後「国家に対する疑惑」が濃厚となり、それゆえに生じてきた革命主義、無政府主義にたいしてどう対処するかということが、現時の最重要な課題であるというものであった。かかる状況下で求められるのは「道徳国家」の建設であり、「道徳国家」とは、支配欲や経済欲によって成り立つのではなく、徳によって成り立つ国家のことであるという。

田澤によれば、この「道徳国家」に最もふさわしい個性、すなわち国民性と国体を日本はもっている。日本の国体の特徴は「万世一系」ということであるが、それは結果であって、「万世一系」という結果をもたらした原因こそが国民精神の本質である。このことを田澤は天岩戸の神話を持ち出して説明する。すなわち、「素盞鳴尊が奴国から攻め寄せて高天原を非常な脅威に陥らしめた。其時天照太神は自ら位に在っては国民を苦しめしめるものであるからと云って退位せられた」、そして神々は相談の結果、「皆天照太神に付いてしまった、即ち素盞鳴尊が大なる力を以て押し寄せて来た時に我々の祖先はいしくも力を斥けて徳に付いた。茲に於て素盞鳴尊は今迄自分の力

には何者も反抗しなかった其武勇絶倫なる力を以て攻め寄せて見ると国民は自分の力に付かずして一女性である天照太神に付いた、そこで非常に驚いて遂に自分も天照太神に従うようになった。「此時に我々の祖先が力に付かずして徳に付いたと云う所に実に権力国家を斥けて道德国家の根本を定められた」とする。

さらに、その道德国家の中心は皇室であると位置づけられる。「藤原氏、清盛、義時、足利氏等の横暴」にみられるように、「歴代武門権臣の輩」によって皇室の統治権は時に蹂躪された。しかしそれでも尚万世一系である日本の皇室には統治権以外になにもものが存している。それは、皇室は道德国家の中心であり、国民道德の中心であるという点であり、「この一点だけは天照太神以来何ものもどうすることも出来なかった」のであり、「是が万世一系を維持している所以」であるという。

以上のような日本の「個性」こそ、現在において人類が要求しているものなのであり、それゆえ、「日本が人類文化の上に盡さなければならぬ舞台が世界の文化史の上に開けて来た、世界の文化史は日本を要求して居る時が今こそ来れり」という認識にいたる。しかも、日本は歴史上外国と戦争した度数の少ない国であり、豊臣秀吉の「朝鮮征伐」を例外として他国民を征服したことはなく、日本はど平和を愛好する国はないのであって、日本の人類文化史上への貢献はこのことから期待されるものとしている。

しかし、田澤は「日本を軍国主義の外国の脅威から擁護する為」の必要という論理により、軍備を否定してはいない。ここにいたって、田澤の説明は次のように結論づけられる。すなわち、「国防の為の戦ならば国民の血の最後の一滴迄も戦わなければならぬ。世界人類の文化の進展の為に我々民族が負うて居る所の重大なる光榮ある使命の為に戦う必要があるならば遺憾ながらやむを得ず国民の血の最後の一滴迄も、戦わなければならぬ。併しながら我々は先づ国家に対して一貫したる命を棄てゝもと云う正しい信念の下に其国家の為につくすと同時に人類文化の上に貢献する、是が公民教育の最後の帰着点であらうと思うのであります（傍点は田澤）」と⁽⁴⁶⁾。

これまでにみたように、日本は「道德国家」としての資質を他国に優越して持っており、それゆえに、第一次世界大戦後において「国家に対する疑惑」が濃厚となって生じてきた革命主義、無政府主義への対処において、日本は世界のリーダーたり得るし、また、そうあらねばならないということが、世界における日本の位置と使命に関する中心的内容であった。しかも、それは神話によって根拠づけられたものであり、日本の使命を果たす上で必要ならば国民の血の最後の一滴まで戦うことすら要求するというものでもあった。

Ⅳ. 実業補習学校教員養成所における公民科関連学科目

1. 設置状況

文部省は1920年の実業補習学校規程改正に伴い、同年、実業補習学校教員の養成のため、「実業補習学校教員養成所令」および「実業補習学校教員養成所令施行規則」を制定し実業補習学校教員養成所を創設した。

「実業補習学校教員養成所令施行規則」は、第2条において実業補習学校教員養成所における学科目を、「実業補習学校教員養成所ノ学科目ハ修身、教育、法制、経済並実業ニ関スル学科目及実習トス、但シ女子ニ付テハ家事裁縫ヲ加ヘ法制、経済ハ之ヲ欠クコトヲ得」と定めた。実業補習学校公民科に関連する学科目としては、法制、経済がある。さらに、これらの学科目の外に「国語、数学、外国語、簿記、社会学大意、其他必要ナル学科目ヲ加設スルコトヲ得」と定めて

おり⁽⁴⁷⁾、実業補習学校公民科に関連する加設学科目として社会学大意等を設置可能としていた。

では実際に、実業補習学校教員養成所において、公民科の教科内容に関してどのような学科目が設置されていたのだろうか。〈表4〉「道府県立実業補習学校教員養成所における公民科関連学科目および学科課程の変遷」に、1935年の青年学校教員養成所への改組⁽⁴⁸⁾にいたるまでの、北海道および各府県の実業補習学校教員養成所における公民科関連学科目の設置状況を示す。

なお、本表の作成にあたっては、国立公文書館所蔵文部省文書『青年学校教員養成所学則』（全9冊）および『青年学校教員養成所設置廃止位置改称』（全6冊）を基本資料とした。これらの簿冊は、北海道および各府県立実業補習学校教員養成所（1935年以降は青年学校教員養成所）の設置および廃止申請、学則改正申請からなっている。それらには改正に伴う新旧の学則が添付されており、設置学科目およびその学科課程と、それらの変遷を知ることができる。本資料で不明の部分の一部は、長野県教育史刊行会『長野県教育史第三巻 総説編三』（1983年）、『同第十四巻史料編八』（1979年）、および、栃木県教育史編纂会編『栃木県教育史第四巻』（1958年）を参照し、補充した。

学科目の変更は実線により表示する。変更の時期が未確認の場合は破線により表示する。本表中で、「設置」と記したのは、「実業補習学校教員養成所令」および「実業補習学校教員養成所令施行規則」に基づく設置を示す。道府県によっては、それ以前に独自に実業補習学校教員の養成機関を設置していたところもある。「修身及公民科」と表示したのは、青年学校令に規定された学科目である。

各学科目名は〈公民〉のごとく示した。さらに、上記学科目名に続けて「学科課程」を示した。また、週あたりの教授時数を各学科目名および「学科課程」の末尾に(2)のごとく示した。

〈表4〉より、次のことが明かである。

第一に、独立の教科として公民科を設置していたのは38県で、全体の8割を占める。その設置時期は「実業補習学校公民科教授要綱」公布時（1924年）と中等学校における公民科特設時（1930、1931年）に集中している。公民科の「学科課程」をみると、「法制」、「経済」、「社会学」等の領域別に設定しているのが23県あり、公民科設置38府県中の約6割となっている。その他の約4割は「公民生活に関する事項」というような、領域別ではなく「要綱」の構成に準拠したものとなっている。なお、公民科設置以前に設置されていた実業補習学校公民科に関連する学科目は、「法制」、「経済」、「社会学」等が大半を占めていた。

第二に、公民科の学科課程中に、「社会学」や「社会問題」を設置していた例が多いことである。このような例は公民科設置38府県中その7割を占める23府県にみられる。また、公民科非設置の場合でも、10の道および県が独立した学科目として「社会学」や「社会問題」を設置していた。学科目として、あるいは学科課程の一部として「社会学」、「社会問題」を設置したことがあるのは、33道府県で全国の約7割を占めていた。

以上のことは、「要綱」が新たに社会に関する内容を含んで構成されていたことを如実に反映している。

〈表 4〉「道府県立実業補習学校教員養成所における公民科関連学科目および学科課程の変遷」

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
北海道		設置	修業年限 1 年 〈法制〉 法制一班， 農業法規(2) 〈経済〉 経済一班， 農業経済(2) 〈社会学〉 社会学の大意(1)													修業年限 2 年 〈修身及公民科〉 1 年. 道德の原理， 社会生活上の原理， 教育者心得(2) 2 年. 国民道德と倫理学 現代思想批判， 青年学校 修身及公民科(2)			「修 身 及 公民科」		
青 森									設置	修業年限 1 年 〈公民〉 法制， 経済， 地方自治， 社会生活に關する事項(3)			修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法制上， 経済上， 社会上の 事項 (2) 2 年. 同上 (2)			「修身及公民科」					
岩 手						設置	修業年限 1 年 〈公民〉 法制経済， 地方自治， 社会学， 社会問題(2)														
秋 田				設置	修業年限 1 年 〈公民〉 公民心得（法制経済文化史等）(2)						修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制， 経済， 社会学 (3) 2 年. 地方自治， 社会問題 (3)		修業年限 2 年 〈修身及公民〉 1 年. 道德の要旨（国史・国民道德・倫理学・教師心得・作法等を会得せしむること）(1)/公民心得（政治・経済・社会上の事象を明らかにし国家社会人としての自覚意識を昂むること）(2) 2 年. 道德の要旨（同上）(1)/公民心得（同上）(3)		修業年限 2 年 「修身及公民科」						
宮 城		設置						修業年限 1 年 〈修身及公民科〉 国民道德の要領， 自治制大意， 農業法規， 農業経済， 社会学大意(5)				修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法制上， 経済上， 社会上の事項(2) 2 年. 同上(2)			修業年限 2 年 「修身及公民科」						

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
山 形	設置				修業年限 1 年 〈公民〉 前期 社会生活に関する事項(3) 後期 同上(4)					修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 前期 法制, 経済(2), 後期 同上(3) 2 年. 前期 法制, 経済(3) 後期 同上(3)							「修身及公民科」			
福 島	設置	修業年限 1 年 〈法制及経済〉法制経済の大意 (2) ※〈修身〉の内容として, 社会学 大意が含まれている。			〈公民〉 公民生活に関する事項 (農業学校は 5, 師範・中学卒は 3)								修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 公民生活に関する 事項(2) 2 年. 同上(2)							
新 潟	設置	修業年限 1 年 〈法制経済〉行政学大意, 地方自治 民有要義, 民法大意, 経済政策 (2) ※科外として〈社会学〉社会学(不 定期)がある。			〈公民〉 社会生活に関する事項 (3)					修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法制, 経済, 社会, 財政, 教授法(2) 2 年. 同上(2)							「修身及公民科」			
茨 城	設置	修業年限 1 年 〈法制〉法制大意, 農業法規(2) 〈経済〉経済大意, 農業経済(2)								〈公民科〉公民教育, 公民科の教 授および公民訓練(3) 〈農業法制〉農業法規の大意 (1) 〈農業経済〉農業経済の大意 (1)	〈公民科〉 左と 同様(2) 〈農業法制 農業 経済〉農業経済, 農業経営, 農業 法規, 産業組合 (3)					修業年限 2 年 「修身及公民科」 他に〈社会学〉2 年. 社会学原論, 農村社会学(2) ※なお, 〈社会学〉の内容は, 1941 年より以下のように変わった。 1 年. 社会学原論(1) 2 年. 農村社会学(1)				
栃 木	設置	修業年限 1 年 〈法制経済〉法制, 経済及農業経済(4)			〈公民〉公法・私法(2)/経 済(1)/地方自治(1)/社会学 (1) 〈農業経済〉農業経済(1)/ 農業経営農政(1)					修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制, 経済(3) 2 年. 農業経済, 社会学, 地方自治(3)							「修身及公民科」			
群 馬	設置									修業年限 2 年 〈法制及経済〉 1 年. 法制一班, 経済学大意(2) 2 年. 同上(1) 〈社会学〉2 年時のみ 社会学大意(?)							「修身及公民科」			

		1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
												農業簿記(1) 2年. 農業法規, 林業法規, 農政学(2)		2年. 農業法規, 林業法規, 農政学(1)							
長野		設置	修業年限1年 〈社会学〉社会大意(2) 〈法制〉 1学期 ?(2) 2学期 法学通論(1) 3学期 地方自治制(2) 〈経済〉 1学期 農業経済(2) 2学期 軌近経済学史(2) 3学期 同上(2)		修業年限2年 〈法制経済〉 1年. 法制経済一班(3) 2年. 農政, 農業法規, 農業経済, 地方自治(3) 〈社会学〉 2年. 社会学大意, 社会教育, 社会事業 (3)		〈法制経済〉 1年. 法制経済一班(3) 2年. 農政, 農業経済, 地方自治, 農業法規(3) 〈社会学〉 2年. 社会学, 社会教育 (2)		一部, 二部制となる。 一部 〈修身, 法制, 経済〉 1年. 国民道德, 公民生活ノ要領, 法制経済一班(3) 2年. 倫理学及倫理学史, 法制経済一班(3) 〈社会学〉 2年. 社会学原理, 農村問題(2) 二部 〈修身, 法制, 経済〉 1年. 国民道德, 公民生活ノ要領, 法制経済一班(5) 2年. 倫理学及倫理学史, 東洋道德, 法制経済一班(5) 〈社会学〉 1年. 社会学原理(2) 2年. 社会問題, 社会事業, 社会教育(2) ※第一部の入学資格は, 尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限5年以上の実業学校, またはこれも同程度の学校を卒業したもの。 第二部の入学資格は中学校卒業, または小学校本科正教員の免許状所有者。							「修身及公民科」					
富山		設置				修業年限2年 〈公民〉 1年. 法制, 経済, 公民科教授要項(4) 2年. 社会学, 社会文化史(4)		〈公民〉 1年. 公民科の大意, 法制経済(3) 2年. 社会学大意, 財政学(3)				〈公民〉		「修身及公民科」 1年. 公民科の大意(3) 2年. 同上(2)							
石川		設置	修業年限1年 〈修身法制及経済〉道德の要領, 法制, 経済(2)									修業年限2年 〈修身公民〉 1年. 国民道德要旨, 公民(2) 2年. 同上(2)					「修身及公民科」				
福井		設置	「修身及公民科」																		

		1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40		
岐 阜	設置	修業年限 1 年 〈法制及経済〉 法制一班及地方自治制度、 経済及農業経済(4)						修業年限 一部 2 年，二部 1 年 一部 〈公民〉 1 年. 法学大意，地方自治，経済(6) 2 年. 農村社会学，農林法規(3) 二部 〈公民〉 農林法規，地方自治，農村社会学(3) ※一部入学資格は，中卒，農業学校（尋小卒後 5 年）卒。 二部入学資格は，師範卒後 1 年以上教職にあった者，小学校本科正教員免許所持者お よびこれに準ずる者。										一部二部制廃止 修業年限 2 年 「修身及公民科」					
愛 知	設置	修業年 限 1 年 〈法制 及経済〉 農業法 規及其 他一般 法制(1) 農業経 済及其 他一般 経済(2)	修業年限 2 年，3 学期制 〈法制経済〉 1 年. 法学通論，経済学(4) 2 年. 農業法規，農業経済，農業 簿記 1・2 学期(5)，3 学期(4) ※なお，〈教育〉の 2 学年の内容 として，社会学大意がある。					〈公民〉 1 年. 法制経済(3) 2 年. 農業政策，社会学，公民教 授法 1・2 学期(4)					〈公民〉 1 年. 法制，経済(3) 2 年. 農業政策，農村社会学，農業法規 1・2 学期(4)					「修身及公民科」					
三 重	設置						修業年限 1 年 〈公民〉 法制経済 1 学 期(2)，2 学期(1)/地方自 治 1 学期(2)，2 学期(1)， 3 学期(1)/社会学・社会 問題 1 学期(2)、3 学期(2)			修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制経済 1 学期(2)，2 学期(2)，3 学期(2) 2 年. 地方自治 1 学期(1)/社会学 1 学期(1)，2 学期(2)/社会問題 3 学期(2)										「修身及公民科」			
滋 賀	設置	修業年限 1 年 〈法制経済〉 法制・経済(5) 1 年. 社会生活に関する事項 （農学校卒 3）（その他の者 3） 2 年. 同上（農学校卒 4） （その他の者 1）					修業年 限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制経済（農学校卒 3）（その他の者 3） 2 年. 農業政策，社会学（農学校卒 3）（その他の者 1）					〈公民科〉 1 年. 法制経済，農村社 会学(2) 2 年. 同上(2)					「修身及公民科」						

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
京 都						設置	修業年限 1 年 〈社会学大意〉社会生活に関する事項(2) 〈法制経済〉法制経済の概要(5)			修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制, 経済(3) 2 年. 法制, 経済, 社会学(5)										「修身及公民科」
奈 良	設置		修業年限 1 年 〈法制経済〉法学通論, 地方制度及関係法規, 農業法規, 農業経済, 農業簿記(4) 〈社会学〉社会学大意(1)			〈法制経済〉法学通論, 地方制度及関係法規, 農業法規, 農業経済, 農業簿記(5) 〈社会〉社会問題, 社会学大意(1)				〈公民〉法制経済, 地方自治, 社会学, 社会問題(5)		修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 政治経済, 地方自治, 農村社会学, 社会問題(3) 2 年. 同上(3)								「修身及公民科」
和歌山	設置	修業年限 1 年 〈法制〉公法, 私法, 一般(6) 〈経済〉経済原論概要, 農政学(4) 〈社会学〉社会学大意(2)			修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 社会生活の事項(7) 2 年. 同上(7)		〈公民〉 1 年. 法学通論, 帝国憲法, 経済学(3) 2 年. 民法, 地方自治制度, 社会学(3)			修業年限 1 年 〈修身公民〉農村問題, 地方自治, 農業経済, 農業政策及法規(2)		修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 公民の心得(2) 2 年. 社会学, 農業経済(2)								「修身及公民科」
大 阪			設置	1 年. 法学通論, 行政法大意(4)/経済学(2)/農業経済学(2) 2 年. 地方自治制度(2)/財政学(2)/農業政策(2)/農業関係法規(2)	→	修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法学理論(2)/経済学(2) 2 年. 地方自治制度(1)/財政学(2)/農業関係法規(1)/農業政策(1)		〈公民〉 1 年. 法学通論, 経済学(3) 2 年. 地方制度, 農業法規, 農業政策(2)				「修身及公民科」								
兵 庫			設置				修業年限 1 年 〈公民〉国家及社会生活に関する事項, 農村の組織及運営に関する事項(4)			修業年限 2 年 〈修身及公民科〉 1 年. 道徳の原理, 国民道徳と倫理学, 国家及社会生活原理, 本科教授法(3) 2 年. 同上, 現代思想批判, 教師心得(3)										「修身及公民科」
鳥 取	設置	修業年限 1 年 公民科関連なし			〈公民〉社会政治経済に関する事項(4)		〈公民〉法制, 経済, 地方自治, 社会学(5)					修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制, 経済, 社会学の一斑(4) 2 年. 地方自治, 公民教材の解説及其取扱方(3)								「修身及公民科」

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40		
島 根													設置	修業年限 1 年 〈公民〉法制，経 済，地方自治(4) 〈農村社会学〉 農業社会学大意 (1)	修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 政治上， 経済上，社会上 の事項(2) 2 年. 同上の外 教材の研究(2) 〈社会学〉 2 年. 農村社会 学(1)	「修身及公民科」						
岡 山	設置		修業年限 1 年 〈法制〉法制一般，農業 法規(2) 〈経済〉経済一班，農業 経済(2) 〈社会学〉社会学の大意(2)			〈公民〉法制経済並に社会生活に関する事項(6)						修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法制経済並に社会生活に関する事項 (3) 2 年. 同上(3)				「修身及公民科」						
広 島						設置					修業年限 1 年 〈教育〉の内容中に公民教育がある。				修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法制，経済，社会学(4) 2 年. 公民科教材の解説と其取扱 方(3) ※なお，〈教育〉の 1 年の内容中 に公民教育がある。				「修身及公民科」			
山 口	設置					修業年限 1 年 〈法制〉一般法制の大意，農業法規(2) 〈経済〉一般経済の大意，農業経済(2) ※1929年改正の学則による。				修業年限 2 年 〈法制及経済〉 1 年. 公法及私法，経済 原論，農業経済(3) 2 年. 同上(3)				〈公民科〉 1 年. 既習知識の整理及 補充，実業補習学校諸教科 目中の公民科教材の研究(2) 2 年. 政治生活に関する 問題，経済生活に関する 問題，社会生活に関する 問題(2)			〈公民科〉 ※実業 補習学 校が青 年学校 に変更 となっ た他は 左と同 様。	「修身及公民科」				

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40			
香 川					設置	修業年限 1 年 〈公民〉社会生活に関する事項 (5)	一部、二部設置、一部は修業年限 2 年、二部は修業年限 1 年 一部 二部 〈公民〉 法制経済、公民科要項教授 1 年. 法制経済(2) (2) 2 年. 農業政策、社会学(2)								「修身及公民科」 他に 〈哲学概論及社会学〉 1 年. 社会学一班(1) 2 年. 哲学概論 (1)								
愛 媛						設置	修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 法制経済(4) 2 年. 社会学、公民教授法(3)								「修身及公民科」								
徳 島	設置		修業年限 1 年 〈法制経済〉法制一班、地方自治制並農政、経済一班、農業経済(3)										修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 公法、私法、経済(3) 2 年. 同上(3) ※1941年より「修身及公民科」となる。										
高 知	設置			修業年限 1 年 〈法制経済〉(4)			修業年限 2 年 〈社会学〉 2 年. 社会学概論(1) 〈公民〉 2 年. 公法、私法、経済学(3)										「修身及公民科」 他に 〈社会学〉 2 年. 社会学概論(1)						
福 岡	設置	修業年限 1 年 〈法制経済〉法制一班、地方自治制並農政大意、経済一班、農政経済大意(2)				修業年限 2 年 〈公民〉	〈公民〉 1 年. 公法及私法、経済一班、農業経済大意(3) 2 年. 私法及公法、農政、農業経営法(6) 1 年. 公法及私法、経済一班、農業経済大意(3) 2 年. 私法及公法、農政、農業経営法(4)										「修身及公民科」						
大 分	設置											修業年限 2 年 〈修身及公民〉 1 年. 国民道德及公民(1) 2 年. 同上(1) 〈法制経済〉 1 年. 民法、自治制、行政、憲法、刑法(2) 2 年. 経済、社会学(1)						「修身及公民科」					

	1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
宮崎	設置	修業年限 2 年 〈法制経済〉 1 年. 法制経済(2) 2 年. 農業簿記, 農業法規, 農業経済, 法制(3)				〈公民〉 〈公民〉 1 年. 法制経済及財政, 社会学大意, 哲学概説(5) 2 年. 同上(5) 1 年. 法制経済及財政, 社会学大意, 社会問題, 文化史(5) 2 年. 同上(5)				〈公民〉 1 前. 法制大意, 経済及財政, 社会学及哲学大意, 社会改善(4) 2 年. 同上(5)				女子部設置 男子 (修業年限 2 年) 〈公民科〉 1 年. 法制大意, 経済及財政, 社会学(4) 2 年. 同上(3) 女子 (修業年限 1 年) 〈公民科〉 社会生活に関する事項(2)				女子も修業年限 2 年 「修身及公民科」			
鹿児島		設置 修業年限 1 年 〈法制〉憲法大意, 地方自治民法大意, 農業法規(1) 〈経済〉経済学原理, 農業政策, 農業経済の理論及実際(2) 〈社会〉社会学大要並に社会問題, 文化史(2)				〈公民〉法制, 1・2 学期(2)/経済, 1 学期(1)/地方自治, 1 学期(2)/社会学, 2 学期(2)/社会問題(?)/文化史, 2 学期(1) ※ 2 学期制				女子部設置 男子 〈公民〉法制, 1・2 学期(2)/経済, 1・2 学期(1)/地方自治, 1 学期(2)/社会学史・社会史, 1 学期(1), 2 学期(2) 女子 〈公民〉社会生活に関する事項, 1 学期(3), 2 学期(3)				男子 〈公民〉法制経済, 地方自治, 社会学, 社会史 1 学期(7), 2 学期(5) 女子 〈公民〉社会生活に関する事項 1 学期(3), 2 学期(3)				修業年限 2 年 学科目, 内容, 時数共男女共通に 「修身及公民科」 他に 〈社会学〉農村社会学 2 年(1)			
熊本	設置	修業年限 1 年 〈法制〉法制及公民教育, 1 学(4), 2 学期(4) 〈経済〉経済及農業経済, 1 学期(4), 2 学期(3) 〈社会学〉社会学及農村社会学, 1 学期(2), 2 学期(2) ※ 2 学期制								修業年限 2 年 〈公民〉 1 年. 公民教育の概論, 国家に関する事項, 府県及町村に関する事項, 家に関する事項, 経済財政に関する事項, 社会に関する事項(6) 2 年. 同上(3)/公民科に関する調査研究 (随時)				〈公民〉 1 年. 公民教育の概論, 国家に関する事項, 府県及町村に関する事項, 家に関する事項, 経済財政に関する事項, 農業諸団体に関する事項, 衛生に関する事項, 社会に関する事項(3) 2 年. 同上(3)/公民科に関する調査研究 (随時)				「修身及公民科」			

		1921年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
									〈農村社会学〉 1 年. 農村の要素, 農村の調査, 農村社会の運営(1)												
佐 賀		設置				修業年限 1 年 〈公民〉社会生活に関する事項(5)					修業年限 2 年 〈公民科〉 1 年. 法学大意, 経済学(2) 2 年. 地方自治, 農村社会学(3)							「修身及公民科」			
長 崎	設置	修業年限 1 年 〈法制経済教育〉(3)			〈法制経済教育〉(4)		〈法制及経済〉 法学通論, 農業法規, 経済原論, 農業経済(4) 〈社会学〉社会学大要(1)		〈公民〉法制経済, 地方自治, 社会学(3) ※1931年より修業年限 2 年となる。学科課程に変更があったかどうかは不明。						「修身及公民科」						
沖 縄													設置	修業年限 1 年 〈公民科〉公民の心得, 地方自治, 農村問題(2)		修業年限 2 年 「修身及公民科」 ※内容は文部省の規定と異なり, 以下のようになっている。 1 年. 国民道徳, 倫理哲学一般, 教員心得, 公民心得, 地方自治, 農村問題(3) 2 年. 同上(3)					

2. 「社会学」について

上述のごとく、全国の約7割の実業補習学校教員養成所において設置していた社会学に関して、文部省は次のような役割を期待していた。

山崎達之輔（文部省実業学務局長）は「実業学校を出た者には修身、教育、それを実業及び法制経済と云うような、所謂公民的教育を課し得る素養を造ると云うような学科に特に力をいれる。又師範学校を出た者に対しては、教育と云うようなものは幾らか之を省いて、そうして是には職業教育及法制経済、場合に依っては社会学の大意と云うようなものを加えて、農村指導者として、農村の経営或は農村補習学校の経営と云うような考を有った人を養成して参りたい⁽⁴⁹⁾」と述べた。すなわち、社会学は農村指導者の教養として農村経営・農村補習学校経営に役立つべきものとされた。

また、社会学と公民科との関係について、岡篤朗（文部省実業補習教育主事）は「公民科の教授は、最も、之に重きを置き、従来の法制経済、社会学の如きものを包括して、公民科として、一科を設け、茲に於て、農業科に於て教授する経済を、最も实际的に教授し、而も、経済学と、社会学、衛生大意、公民心得教授法等を、適切に授けて、公民教育に必要な知識を授けるようにしなければならぬ⁽⁵⁰⁾」とし、社会学を法制経済とともに公民科の中に包括されるべきものと解説した。

このような文部省の社会学への期待、社会学の公民科中の不可欠の要素としての位置づけにより、「加設学科目」ながら、実業補習学校教員養成所において必修学科目である法制、経済と同様に重視されることとなったと思われる。

しかし、文部省の奨励によるという側面の他に、実業補習学校教員養成所自体が社会学の教授を必要と感じる状況があったという側面も見逃せない。かかる側面を示す次のような例がある。長野県実業補習学校教員養成所発行の『補習教育研究』⁽⁵¹⁾創刊号に、同県実業補習学校教員養成所における社会学担当教員であった鈴木鳴海の論稿が掲載されている。鈴木はここで公民教育において社会学が重視されるべき理由を次のように論じている。「……学童が学校を出で、先づ第一に当面するものは社会である、而もその社会は欠陥が非常に多い、それ故にこの社会の欠陥を学校中に於て意識させ、批判する力を養成しなくてはならぬ、と云う所に社会学の教科目が必要となつて来る、即ち今までの学校の教科内容に於ては、真の社会観を養成することが出来ない。又社会問題の解決は可能でなくなつて来る、又この問題に解決を与えんとする努力に破壊性を与え、与論に反動性を与える危険がある。国民をこの危険から救い、健全にして賢明なる意見に一致せしめる為には、その論理の基礎に科学的確実性を与えるより他はない。是は社会観に胚胎するところの疑問を解決することによって、之に継続し、之を包括し之を発展する社会学に俟たねばならない。⁽⁵²⁾」

鈴木は社会学を、社会問題の解決のため、学校在学中に「社会の欠陥」についての認識と、それへの「批判力」を養成するものととらえていた。

社会問題を社会学の学科課程中に明記している例は、長野県、奈良県、鹿児島県にみられる。また、明記はしていないが社会学を社会問題解決に資する科目として重視していた実業補習学校教員養成所は、かなり多かったのではないかと推察される。

む す び

実業補習学校における公民科の内容を確定した「実業補習学校公民科教授要綱」は、まったく

新しい教科内容の選択基準と、教科内容の配列方法によって作成された。

「原案」および「要綱」の内容上の特徴は、第一に、従来の法制、経済的内容に加えて社会的内容を設定し強調していることであり、第二に、政治、経済、社会の各領域ごとの別個の系統としてとらえるのではなく、すべて實際生活に関連する具体的な事項という視点から選択しようとしていることである。

「要綱」において、「原案」の変更点がいくつかあった。それらのうちには、東京駒場農科大学校内農業教育研究会による参考案、および、第二学年の内容に関する内務省案を反映したと考えられるものがあり、それらは上記の特徴を強化するものであった。また、「公民教育調査委員会」の審議において「人ト社会」、「社会改善」の題目がつけ加えられた。

成立した「要綱」の内容のうち、特に特徴的な次の5点について考察を加えた。(1)個人と社会の関係、(2)地方自治、地方団体、(3)政党、選挙(4)思想問題、社会問題、(5)世界と日本。

これらの検討から、「要綱」の基本性格は、生徒が自分の所属する社会についての具体的な知識を獲得し、さらにそれを行動に結びづけることを目指すものであったことが明かとなった。その際に、生徒が社会秩序の一定の枠からはみ出すことなしに、能動的に社会に関わるようにするため、社会問題、思想問題を極めて重視していた。

また、個人の独立性と平等の拡大、「自治権拡張」という視点から地方自治のとらえ方、普通選挙の積極的推進、階級闘争の一定の許容を前提とするというような、日本の社会そのものの歴史的变化を予見、展望し、それにふさわしい社会認識と社会的行動様式を育成しようという側面をもっていた。

しかし、一方では神憑り的な根拠づけによって日本の世界における優位性をうたい、その擁護のために軍事行動を正当化する論理をも含んでいた。

多くの実業補習学校教員養成所においては、かかる「要綱」に込められた政策意図の実現のため公民科を設置した。また、公民科の内容として社会学、社会問題を重視していた。

このような実業補習学校公民科が成立するにあたってのインパクトを端的に挙げれば、以下の5点となろう。

- (1) 「社会」領域の拡大。
- (2) 第1次世界大戦後における社会政策推進のための地方制度とそれを支える財政基盤の創出の必要。
- (3) 世界史的潮流としての普通選挙。
- (4) 思想問題、それが生起する原因としての社会問題。
- (5) 帝国主義段階にふさわしい国際（世界）認識。

最後に、以上において明らかにし得たことを先行研究と関連づけて若干述べておきたい。斉藤利彦氏は『「大正デモクラシー」と公民科の成立—文部省少壮官僚の公民科論』⁽⁵³⁾において、公民教育調査委員会が、政友会、準政友会内閣のもとで組織されたとして、公民科への政友会の統治理論の影響を指摘している。しかし、公民教育調査委員会は、高橋政友会内閣—非政党内閣(加藤—山本—清浦)—護憲三派内閣という政権の変遷の中で一貫して進められてきたのであって、一政党のもとでのみ構想されたわけではない。特に、普選に視点を置いてみると、Ⅲ—2—(3)で検討したように、「要綱」の内容を規定したのが一政党の政策であったとは考えにくい。

普選案の検討が始まったのは、加藤内閣の時であり、政友会は原、高橋の時には普選に反対していた。政友会は、護憲三派の一翼たらし、妥協策としてしぶしぶ普選賛成をかかげるまで普選に反対だった。しかも、そのことから政友本党が分裂してさえている⁽⁵⁴⁾。斉藤氏は、公民科と一政党との関係を重視しすぎるあまり、天皇制官僚の強大さを過小評価することになってはいないだろうか。斉藤氏は木村正義や千葉敬止等に「文部官僚としては相対的には『進歩的』な発想⁽⁵⁵⁾」を見いだしているが、むしろ、この時期において、彼らの発想こそが主流であったのではないだろうか。

註

- (1) 千葉敬止「実業補習教育における公民教育(三)」『農業教育』第263号, 1923年, 22頁。
- (2) 文部省が、公民科を「修身」とは相対的に区別した新規の教科として構想し「特設」していった経緯については、拙稿「実業補習学校・実業補習学校教員養成所における公民科の導入」(『北海道大学教育学部紀要59号』1992)を参照されたい。
- (3) 国立公文書館所蔵文部省文書綴「大正13年6月至昭和22年12月特別市町村認定審査会外――」には、「公民教育調査委員会規程及委員名」、「公民教育調査委員会規程廃止の件」等が含まれているが、公民教育調査委員会に関するそれ以外の文書は含まれていない。1923年の大震災によって文部省書庫が火災にあった際に焼失したことも考えられる。
- (4) 千葉敬止『日本実業補習教育史』東洋図書株式資会社, 1943年, 344頁。および、「公民教育調査委員会規程及委員名」(国立公文書館所蔵文部省文書「公民教育調査委員会規程廃止の件」『大正13年6月至昭和22年12月特別市町村認定審査会外――』所収に添付)。なお、潮、田澤、武部を除く21名の肩書きは、「公民教育調査委員会設置」(『補習教育』創刊号, 1923年1月, 104頁)にかかげられているものを示した。
- (5) 『補習教育』創刊号の「実業補習教育研究会賛助」の欄には、東京実業連合組合副会長とある。
- (6) 『東京日日新聞』1922年12月28日。
- (7) 千葉敬止『新制実業補習教育講話』教育研究会, 1924年, 357-358頁。
- (8) 主査委員は、佐野利器、清水澄、佐藤寛次、渡辺鐵蔵、穂積重遠、中島半次郎、深作安文、上田貞次郎、田沢義輔の9名であった(『東京朝日新聞』1923年7月20日)。なお、『文部時報』第131号(1924年3月21日, 13-14頁)によれば、主査委員として上記の人々の他に鈴木静穂の名がある。また同記事によれば、主査委員の他、実業学務局長武部欽一、専門学務局長栗屋謙、文部省書記官木村正義、および5名の実業補習教育主事が審議に加わっていたということである。
- (9) 審議会の運営経過については、岡篤朗『公民教育概論』賢文館, 1930年, 152頁を参照した。
- (10) 協理会理事田澤義輔は、1923年5月30日の第7回総会から委員に加わった。田澤は第4回国際労働会議(1922年)に「労働代表」として出席した直後であった。
- (11) 前掲、千葉敬止『日本実業補習教育史』344頁。
- (12) 「本会関係者」『補習教育』創刊号, 1923年1月, 62頁。
- (13) 「実業補習教育研究会規則」『補習教育』創刊号, 1923年1月, 40頁。
- (14) なお、研究会の発足時には、顧問の他、賛助、発起人同人として計89人が名を連ねており、その構成は、文部省関係者、学校教員の他、帝国教育会理事、大日本青年会理事、実業家、内務官僚、宮内官僚等からなっていた。(「本会関係者」『補習教育』創刊号, 1923年1月, 62頁。

- (15) 「彼は自分で金を出して、文部省構内で兎分共に雑誌補習教育をやらせている。」(『日本教育』南郊社、1927年6月号。木戸若雄『大正時代の教育ジャーナリズム』より重引。)という記事から、木村の位置が知れる。なお、『補習教育』(1923年1月創刊)は、実業補習教育研究会の機関誌であり、同誌は実業補習学校公民科の最も重要な宣伝機関であって、かつ、実業補習学校教員にとっては最も重要な参考書でもあった。
- (16) 木村正義「公民科の中心思想」、社団法人帝国公民教育協会『公民教育』第1巻第1号、1931年4月、2頁。
- (17) 文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第一輯』実業補習教育研究会、1924年10月、43-47頁。
- (18) 『東京日日新聞』1922年12月14日。
- (19) 前掲、文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第一輯』48頁。
- (20) 『東京日日新聞』1922年12月14日。
- (21) 文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第二輯』実業補習教育研究会、1925年10月、29頁。
- (22) 同上書、29頁。
- (23) 前掲、文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第一輯』49頁。
- (24) 木村正義「実業補習学校に於ける公民教育(講演概要)」、長野県編『実業補習教育講習概要』1922年、38-39頁。
- (25) 東京帝国大学農学部構内農業教育研究会「農業補習学校公民科(後期修身科)教授要目」『農業教育』第262号、1923年4月、34-44頁。
- (26) 「農業教育研究会案」は全部で45の題目からなり、「要綱」原案と同様に題目の下位に要目および細目がある。「要綱」原案との相違は、題目の分合やいくつかの事項の付け加え等である。
- (27) 「雑纂 文部省公民教育調査委員会」『補習教育』第5号、1923年5月、113頁)。
- (28) 『東京朝日新聞』1923年7月6日。
- (29) 第二回公民教育講習会では、坂千秋(内務事務官)が「選挙法」を(文部省実業学務局編『公民教育講演集第二輯』1925年、所収)、第三回公民教育講習会では、同じく坂千秋が「選挙」を(文部省実業学務局編『公民教育講演集第三輯』1930年、所収)論じている。
- (30) 『東京日日新聞』1924年2月3日。
- (31) 「人と社会」『補習教育』第32号、1925年10月、22-25頁。
- (32) 木村正義『公民教育』富山房、1925年、193頁。
- (33) 木村正義、同上書、194頁。
- (34) 木村正義、同上書、196-197頁。
- (35) 大霞会内務省史編集委員会『内務省史 第一巻』1971年、335年。
- (36) 畠山彌榮蔵『文部省新制定公民科教授要綱解説及資料』實文館、1924年12月、163-166頁。
- (37) 畠山彌榮蔵、同上書、185-187頁。
- (38) 文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第三輯』1930年、49-54頁。
- (39) 原田尚彦『地方自治 その法としくみ』学陽書房、1983年、17頁。
- (40) 岡篤朗「普通選挙と自治公民の教育」『補習教育』第11号、1924年1月、153頁。
- (41) この点に関しては、渡辺治の次の指摘が示唆的である。渡辺は内務省の潮恵之輔の論文を検討し、「普選に踏み切った時、労働省・農民が革命的労働者党へ結集するのではないか、という恐れは内務官僚にもあったが、しかし彼らは欧米の経験から普選が必ずしもそうした結果をもたらすものでないことも知っていた。かえってイギリスなどでは改良主義的な労働党は台頭したが革命的党派は頽勢に傾い

ている点を注目していた」のであり、「内務官僚はかかる判断をふまえて、普選を上から先んじて実施することにより『デモクラシー』の要求を天皇制の支配的イデオロギーにくみこもうとはかったのである。」(「日本帝国主義の支配構造 — 1920年代における天皇制国家秩序再編成の意義と限界 —」, 歴史学研究会『歴史学研究』別冊特集, 1982年11月, 150頁)と論じている。岡篤朗の議論には、かかる内務官僚の判断と通底するものがある。

- (42) 畠山彌榮蔵, 前掲書, 288頁。
- (43) 前掲, 木村正義「実業補習学校における公民教育(講演概要)」, 45頁。
- (44) 田澤義輔「科外講演」, 文部省実業学務局編纂『公民教育講演集第一輯』1924年10月, 所収。
- (45) たとえば大森照夫は次のように述べている。「大正13年の公民科は国家社会優先に傾いていたが、いっぽう国際社会に開かれた公民教育の一面をもっていた。そのことは、公民科教授要綱に『世界と日本』という教材内容が示されていることからわかるが、その教授は、世界におけるわが国の地位と使命を明らかにして国民的自覚を促そうとするものではなく、世界的分野から日本を認識させようとするものであった。」(大森照夫・森秀夫「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要第20集 第3部門社会科学』1968年, 128頁。)
- (46) 田澤, 前掲論文。
- (47) 文部省令第三十三号, 『官報』第2515号。
- (48) 1935年の「青年学校令」により, 全ての実業補習学校教員養成所は青年学校教員養成所へ改組・改称した。
- (49) 山崎達之輔「実業補習教育制度」, 文部省実業学務局編『実業補習教育講演集』1922年, 26頁。
- (50) 岡篤朗「実業補習学校の教師論(三)」『補習教育』第7号, 1923年, 27-32頁。
- (51) 長野県実業補習学校教員養成所は, 1929年より卒業生および在所生の団体, すなわち所友会と同窓会の協力のもとに年1回『補習教育研究』(1935年の青年学校教員養成所への移行後は『青年教育研究』と改題)を発行していた。
- (52) 鈴木鳴海「公民教育についての雑考」『補習教育研究』創刊号, 1929年12月, 22頁。
- (53) 斉藤利彦「『大正デモクラシー』と公民科の成立 — 文部省少壮官僚の公民科論」『日本教育史研究』第2号, 1983年。
- (54) 山本四朗『日本政党史(下)』教育社, 1980年, を参照した。
- (55) 前掲, 斉藤利彦論文, 92頁。